

清水庁舎整備等事業入札心得

(入札の基本的事項)

- 1 清水庁舎整備等事業（以下「本事業」といいます。）の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法、地方自治法施行令、静岡市契約規則その他関係法令並びに入札説明書及び要求水準書その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

(公正な入札の確保)

- 2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為等の公正な入札を阻害する行為を行ってはなりません。

(入札書式及び入札の方法)

- 3 入札参加者は、入札書等（様式6-3～6-5をいう。）を作成し、表に下記の表示をした封筒に入れ、指示された場所に提出してください。

入札書在中（ 年 月 日）	
登録受付番号	
事業名称	清水庁舎整備等事業
入札参加者	所在地 商号又は名称 代表者名
入札代理人	所在地 氏 名

(注) 郵便入札の方法による場合は、「入札書在中（到達期限：令和2年7月1日正午）」と読み替えるものとする。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 4 入札書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額（免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額）を記入してください。

なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 5 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

【例】 ￥ 123,000-

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は、認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 6 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(入札の無効)

- 7 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

- (2) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき、又は1人で同一事項に対し、金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき。
- (5) 入札者が協定して入札したとき。
- (6) 入札に際して不正の行為があったとき。
- (7) 入札書と入札金額内訳書（様式 7-10, 7-11）が対応しないとき、又は入札金額内訳書の提出がないとき。
- (8) 入札者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (9) その他入札の条件に違反したとき。

（入札回数）

- 8 入札回数は、2回を限度とします。

（再度の入札に参加できない者）

- 9 1 回目の入札において第 7 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号、若しくは第 8 号により無効とされた入札をした者、又は 1 回目の入札に参加しない者は、再度の入札に参加できません。

（契約書式及び契約の締結）

- 10 落札者は、落札の決定を受けたときは、市との間で基本協定書(案)の様式による基本協定を締結し、庁舎事業を実施する特別目的会社を設立したうえで、基本協定書に定める期限までに、市と特別目的会社との間で事業契約書(案)の様式による事業契約の仮契約を締結させていただきます。

- 11 落札者が基本協定を締結しないとき、又は基本協定書に定める期限までに特別目的会社が事業契約の仮契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

- 12 落札者は、市と駐車場事業者との間で、駐車場事業に係る施設の設計業務に着手する日まで

に、駐車場事業用地定期借地権設定契約書(案)の様式による駐車場事業用地定期借地権を締結させてください。

(契約履行の方法)

- 13 特別目的会社は、庁舎事業の施設整備業務の履行を保証するため、静岡市議会における事業契約の締結に係る議決後速やかに、静岡市契約規則（平成15年規則第47号）第35条の規定に基づき、施設整備費相当分（施設整備業務に関する金利支払額を除く。）の100分の10以上を納付又はその他の方法による保証を付してください。また、駐車場事業者は、静岡市契約規則第35条の規定に基づき、借地権設定契約の締結時に契約保証金を納付してください。

(下請負等の適正化)

- 14 受注者（特別目的会社及び駐車場事業者をいい、以下同じです。）は、静岡市建設工事下請負の適正化に関する要綱の規定を遵守して、同一事業入札参加者間の下請負や不必要な重層下請負を行わないよう留意してください。

- 15 受注者は、第7項第8号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を再請負人及び再委託人（以下「再請負人等」といいます。）としてはなりません。

- 16 受注者は、その受託した業務に係る全ての再請負人等に、暴力団関係業者と本事業に係る下請契約及び再委託契約等（以下「下請契約等」といいます。）を締結させてはなりません。

- 17 受注者が、第15項の規定に違反して暴力団関係業者を再請負人等とした場合又は前項の規定に違反して再請負人等に暴力団関係業者と庁舎事業に係る下請契約等を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含みます。以下第18項において同じです。）を求めることができます。

- 18 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約等が解除されたことによって生じる下請契約等の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとします。

(落札者が特に注意すべき事項)

- 19 落札者になった場合は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出してください。ただし、当該落札者が同様の書類を市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではありません。

- 20 落札決定から契約締結までに、落札者が暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、当該落札決定を取り消し、契約を締結しません。

- 21 契約後に、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、契約を解除します。

- 22 前項の排除の対象は、下請負その他の当該契約に関連する契約の相手方に及びます。

- 23 当該契約に係る事業の遂行に当たって暴力団等による不当な行為を受けた場合の措置については、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 受注者は、暴力団員等による不当行為を受けた場合は、発注者にその旨を文書で報告しなければなりません。

(2) 前号による発注者への報告を行った場合は、所轄の警察署長へ通報を行い、捜査上必要な

協力を行わなければなりません。

(3) 受注者は、暴力団員等による不当行為を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとします。

(4) 不当行為を受けたにもかかわらず発注者及び所轄の警察署長への報告（通報）等を怠った場合は、入札参加停止の措置をとるものとします。

（異議の申立て）

24 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として異議を申し立てることができません。

（その他）

25 その他詳細は入札説明書によります。